

議案第23号

町田市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2026年1月9日提出
町田市教育委員会
教育長 小池 慎一郎

(提案理由説明)

本件は、町田市議会委員会傍聴規則の改正を踏まえて、町田市教育委員会の会議の傍聴環境を整備するため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会傍聴人規則を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

町田市議会委員会傍聴規則の改正を踏まえて、町田市教育委員会の会議の傍聴環境を整備するため、改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 傍聴人の定員に関する規定を改めます。(第3条関係)

(2) 傍聴する際の禁止事項及び遵守事項に関する規定を整備します。(第4条から第9条まで関係)

(3) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

公布の日から施行します。

町田市教育委員会傍聴人規則の一部を改正する規則

町田市教育委員会傍聴人規則（昭和63年3月町田市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この規則は、町田市教育委員会会議規則（昭和63年3月町田市教育委員会規則第2号）第32条第2項の規定に基づき、<u>教育委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>（傍聴券の交付）</u></p> <p>第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。</p> <p>2 傍聴券は、<u>会議の当日所定の場所で</u>先着順に交付する。ただし、<u>傍聴しようとする者が、次条第1項に規定する定員を超えることが明らか</u>な場合は、抽選により交付することができる。</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p><u>（傍聴人の定員）</u></p> <p>第3条 傍聴人の定員は、20名とする。ただし、<u>教育長が特に必要と認めるときは、この限りではない。</u></p> <p>2 <u>大規模な災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により前項の定員により難い場合は、同項の規定にかかわらず、教育長が傍聴人の員数を制限することができる。</u></p> <p><u>（傍聴をすることができない者）</u></p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。</p> <p><u>（1）鈍器その他人に危害を加え、又は迷惑を</u></p>	<p>第1条 この規則は、町田市教育委員会会議規則（昭和63年3月町田市教育委員会規則第2号）第32条第2項の規定により教育委員会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 <u>教育委員会の会議を傍聴しようとする</u>者は、傍聴券の交付を受けなければならない。</p> <p>2 傍聴券は、先着順に交付する。ただし、<u>傍聴を希望する者が、定員を超えることが明らか</u>な場合は、抽選により交付することができる。</p> <p>3 <u>傍聴人は、指定された席に着かなければならない。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>第3条 <u>教育長は、傍聴人の員数を制限することができる。</u></p> <p>第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴をすることができない。</p>

及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 略

(3) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすきその他の会議室に現在する者に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすことを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 教育長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、係員をして、前項第1号及び第3号に掲げる物を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 教育長は、前項の規定による質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。

- (1) 静粛にすること。
- (2) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明し、又は会議室に現在する者に対して示威的行為をしないこと。
- (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切り、又は音を発しない状態にすること。

(4) みだりに傍聴席を離れないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、会議を妨害し、又は他人の迷惑となるような行為をしないこと。

(1) 略

(2) 会議の妨害になると認められる器具等を携帯している者

(3) 前2号に掲げる者のほか、議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

第5条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 私語、談話、拍手等をする事。
- (2) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (3) 鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をすること。

(4) 撮影、録音等をする事。ただし、教育長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) みだりに傍聴席を離れること。

(6) 飲食又は喫煙をすること。

(7) 前各号に掲げるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような挙動をすること。

2 傍聴人が前項の規定に違反したときは、教

育長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(写真の撮影、録音、録画、放送等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真の撮影、録音、録画、放送等をしてはならない。ただし、特に教育長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 略

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第9条 傍聴人がこの規則に違反するときは、教育長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

第6条 略

第7条 前3条に規定するもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。